

第50回議会運営委員会記録

令和2年11月26日

【開催日】 令和2年11月26日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午後0時2分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢 田 松 夫	議員	岡 山 明
議員	水 津 治	議員	藤 岡 修 美
議員	宮 本 政 志	議員	山 田 伸 幸

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
主査兼庶務調査係長	島 津 克 則	議事係長	中 村 潤之介
議事係書記	原 田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 議会基本条例の検証について
- 2 広聴特別委員会からの申入書について
- 3 モニターの意見について
- 4 一般質問について
- 5 その他

午前9時30分 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから、第50回議会運営委

員会を開催します。機械の都合で開始が遅れたことをおわび申し上げます。それでは本日の付議事項、議会基本条例の検証について。今まで皆さんで話してきてまとめたものを、お手元にお配りしております。これについて、今日は進めていきたいと思います。第1条から順次行きますが、1条は別にありません。第2条、議会の活動原則について。大変な思いをしてまとめられた副委員長から読んでいただきたいと思います。

伊場勇副委員長 評価は、ある程度達成しているというところで、その評価の理由について、本会議・委員会の会議録はホームページで公開し、本会議・委員会をインターネットでライブ中継・録画配信している。また本会議・委員会の資料を傍聴者に配布するとともに、ホームページで公開しているということでした。今後の対応として、更なる開かれた議会としての体制に努める。更なる市民ニーズの把握に努める。議員力を上げ、政策立案、政策提言等の強化に取り組む必要があるという意見が出ております。以上です。

長谷川知司委員長 第2条を読み上げましたが、皆さん、何か意見がありますか。

高松秀樹委員 理由のところでは本会議・委員会、そしてまた本会議・委員会とありますが、インターネットは全協とかも、ほかに公開されているのがあるので、例えば本会議・委員会等とかの文言にしたほうがいいかもしれません。

長谷川知司委員長 下もですね。皆様、ほかに意見がありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)次に行きます。3条です。

伊場勇副委員長 第3条の議員の活動原則について。評価としてはある程度達成しているという評価で、その理由は、活動原則に従い、各議員が行動している。各種団体が実施する研修会等に積極的に参加するなど、自己

研さんに努めている。ここで、今後の対応として、議員各自が更に意識を高くし、活動原則をしっかり堅持すべきである、との意見がありました。また、その他の意見として、政策立案、政策提言等に取り組むことを議員の活動原則に明文化するべきではないかというのも出ておりました。以上です。

長谷川知司委員長 今後、検証の結果として出すときには、この意見も出そうと思いますが、この意見ではまずいというのがあれば、これを含めて、皆様に意見をお聞きします。

河野朋子委員 まずいということはないんですけど、議会の活動原則のところに政策立案とか政策提言という部分を書いてあるので、議員のところにそれが逆に必要なかどうかと思います。あえてここまで意見として押し出すというのは、必要ないのかなというような気がします。議会の活動原則のところに明記してありますので。

長谷川知司委員長 この意見は、議員のところじゃなくて、ほかのところに書いてあるからいいんじゃないかということですが、ここでは省くということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）次、4条です。

伊場勇副委員長 会派について。第4条の評価、ある程度達成しているという評価で、理由としては、会派制を敷いている本市議会としては当然のことである。政策立案、政策提言には至っていないというのもあります。そして今後の対応として、会派として、政策提言につながるような調査研究を行うというところですか。出た意見として、会派に理念があるのか疑問であるというものでした。以上です。

長谷川知司委員長 皆様、何かこれについて。

高松秀樹委員 この最初の部分は何か必要があるのかなという気がします。当然のことであると言われても、ということです。

長谷川知司委員長 この一番は落としましょう。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

山田伸幸議員 政策立案、政策提言には至っていないというか、いろいろ提言はこれまでできてきているんですよね。ただ、最近の本会議で議案に対して、皆がなかなか一致しないから、できていないんですけど、至っていないということではなかったと思うんですよね。これは議論の蒸し返しになって申し訳ないですけど、そのように思います。最近は行っていませんけれども。

長谷川知司委員長 これについては一般会計の扱い方が今までとちょっと違ってきて、各委員会に分けたということで、議員全員での自覚、認識というのは、ちょっと度合いが違ってきたということもあると思うんです。そういうことで、これはどうしましょうか。

藤岡修美議員 会派として政策立案、政策提言やっているかどうかということではないでしょうか。

長谷川知司委員長 御無礼しました。

山田伸幸議員 以前は積極的にされておられた会派もあるんですよね。予算要求をされていました。これは共産党議員団だけじゃなくて、ほかの会派もやっていたこともあるんですよね。最近はやっておられませんけれど。

長谷川知司委員長 この2番目はそのまま残していいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）今後の対応、意見のところはどうしましょうか。（発言する者あり）手を挙げて発言してください。

藤岡修美議員 これは私の個人的な心情なんで、のけられて構いません。

長谷川知司委員長 意見は一応のけるということで。次、5条に行きます。

伊場勇副委員長 第5条は会議の公開についてです。達成しているという評価で、その理由として、本会議及び委員会、全員協議会を公開しているというところです。以上です。

長谷川知司委員長 これは、などは要らんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで行きましょう。

水津治議員 今の5条の関係で、後のほうにも関係してくるんですが、条例どおり実施しているというふうに言葉をまとめておられるんで、後も「条例どおり実施している」と言葉をまとめたほうがいいかなと感じました。

山田伸幸議員 ということで、この文言を「条例どおり実施している」に変えたほうがいいということなんでしょうか。

水津治議員 統一したほうがいいと思います。（「条文どおり」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員長 条文どおり実施している。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）次、6条。

伊場勇副委員長 第6条は自由討議の保障について。評価はまだ不十分であるということです。理由として、委員会審査において、当初予算、決算、重要議案について自由討議を行っており、その結果、附帯決議等を行ったこともある。各自の意見発表となり自由討議となっていない場合がある。今後の対応については、自由討議の運営方法について、更に検討す

る。議員各自の自由討議に対する知識と意識をさらに向上させる必要がある。ここで出た意見としては、自由討議を行う場合、執行部を退席させる取り計らいについて今後どうするのか。自由討議後に意見が変わる場合があるのではないか。自由討議のルール決めにすべきということです。以上です。

長谷川知司委員長 一応今出ましたが、意見の2番目、自由討議後に意見が変わる場合があるのではないか。これは当然あってしかるべきで、そのための討議ですから、これは省いていいんじゃないかなと思います。

河野朋子委員 この意見三つは全て、今後の対応の一番目、自由討議の運営方法について、更に検討するというのに含まれており、今後、議運でそういったことも検討するようになっていると思いますので、ここは意見として、わざわざ挙げなくていいんじゃないかと思いました。

長谷川知司委員長 この意見三つは落とすということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにはありませんか。

岡山明議員 その三つは全部上に行くということでもいいですね。今後の対応という形でいいということですね。意見は削除ということですね。分かりました。

長谷川知司委員長 次、行きます。第7条です。

伊場勇副委員長 第7条は議決事件の追加についてです。評価はある程度達成しているというところで、その理由として、基本構想、基本計画の策定・改廃を議決事項に追加しているというところです。以上です。

長谷川知司委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、これで行きます。次、第8条です。

伊場勇副委員長 第8条は、議案及び関連資料の効果について。達成しているという評価で、理由として、議案を含め、本会議及び委員会の資料を傍聴者に配布するとともにホームページで公開しているというところです。以上です。

長谷川知司委員長 何か意見はありませんか。

山田伸幸議員 先ほどの例からすると、これはもう公開実施されておりますので、条文どおりということですね。

長谷川知司委員長 条文どおり実施しているというように言葉を改めるということですか。次、第9条です。

伊場勇副委員長 第9条は、政策討論会の開催について。評価はまだ不十分である。その理由としては、近年、政策討論会を開催していない。今後の対応として、政策討論会を定期的を開催するための仕組みづくりについて検討するという事です。ここで出た意見として、委員会からの発議を認めるなど開催しやすい環境づくりが必要ではないか。実施要綱の見直しを検討すべきではないかということですか。以上です。

長谷川知司委員長 何か意見はありますか。今までの話合いの中では、討論会の実施要領が必要という意見もありますので、この中に書いてあります。そういうことで、不十分であるということによろしいですか。

山田伸幸議員 今後の対応で、仕組みづくりについて検討するとありますので、意見ですよ。ここは削除しても構わないんじゃないですか。

宮本政志議員 山田議員と同じで、特にこの実施要綱の見直しを検討すべきではないかというのは、対応で仕組みづくりについて検討すれば、おのず

とそうなってくると思うんです。

高松秀樹委員 最初のこれは、定期的を開催するための仕組みづくりについて検討すると書いてあるんですよ。定期的を開催するための仕組みづくりということは、下とは違うんですよ。これをこのまま入れるんならね。

山田伸幸議員 もともと政策討論会というのは、市が行おうとしているいろいろなものに対し、討論会を用いたり、あるいは新たにこういうものを提案したり、あるいはいろんな会派が集まってそれぞれが発表し合うということをやってきたんですよ。その要件としては、会派から要望があった場合としていたんですけど、それは別に定めますということになっていますので、それは定めてあると思うんです。（発言する者あり）いや、だから要綱に定めてあるんじゃないかということです。

長谷川知司委員長 政策討論会に関することですか。93ページです。

山田伸幸議員 ここにこれだけあるからいいんじゃないかということです。

河野朋子委員 この政策討論会のところでは、ほとんど最近実施していないんじゃないかということが問題になったんで、その原因は何なのかといったときに、会派からの申入れがあればというような要綱にしているけど、常任委員会とかそういうところからも出せるような仕組みを作れば、もっと活発化するんじゃないかというような議論があったところで、その仕組みづくりを検討したらいいんじゃないかという議論があったと思います。その意見というのは今後、定期的を開催する、定期的にというのがいいのかどうか分かりませんが、もっと政策討論会が活発に開催されるための仕組みづくりは、要綱の見直しによってできるんじゃないかという議論があったので、意見は今後の対応の中に含まれるとは思いますが。定期的を開催することが必要なのかどうか私もよく分からないんです。表現が定期的じゃないといけないのか、活発というか、その辺の

仕組みづくりを見直し…（発言する者あり）あったと思いますけど、それが定期的にとという言葉になった…（発言する者あり）最近低迷している中で、もっと活発にすべきなのに何でかというところで、会派からだけになっているからじゃないかとか、もっといろんなところから申入れて、できるようにしたらとなったときに、実施要綱のそこをもう1回見直そうとか、見直すべきじゃないかという議論があって、こういうまとめ方をされたと思います。含まれるといえは含まれる感じですが、定期的にというふうにしたほうがいいのかどうか分かりません。

長谷川知司委員長 定期的にとという言葉がいかげなものかということがあったんですが、これについて、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

山田伸幸議員 活発にとか、積極的にとか、そういうふうにするといいかなど思います。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありませんか。

高松秀樹委員 仕組みとしては、しっかりできていると思っています。政策討論会を定期的に開催するというのは意味がないかなと。そういう事案が生じたときに、政策討論会に掛けるべきだということで実施要綱ができているのを考えると、今言われるとおり、今後の対応のところの最初は、今後の対応としては、ふさわしくないと思います。

長谷川知司委員長 先ほど山田議員が言われた、活発に…（「若しくは積極的に」と呼ぶ者あり）で、どうでしょうか。

高松秀樹委員 「定期的に」を「積極的に」にやり替える、「活発的に」にやり替えるということですか。政策討論会を積極的に開催するための仕組みづくりについて検討するというのはおかしいでしょう。これは必要があるときにやるのであって、これは議員発議ですよ。各々の議員が発

議していないだけの話で、そこはもう内面の話になってくると思います。

山田伸幸議員 仕組みについては、もうできているんですね。そういうふう
に言われると、取り立てて、今後の対応というか、それぞれの議員が議
運なり議長なりに申入れをして、どうかということだと思いますので、
こういう文言が必要かなという思いに至りました。

河野朋子委員 ここに政策討論会の開催という条文を作ったからには、この討
論会がもっといろいろあっていいんじゃないかという議論があったんで
すけど、そもそも政策討論会の開催ということ自体が、今ほとんど議員
の中で必要性を感じているのかどうか。ほとんどされていないというこ
とは、意識が低いということなんで、その解消のためには、本当に仕組
みづくりのほうが大事なのか、それとももっと別のところに問題がある
のかというところで、その辺りを余り議論していなかったと思うんです。
今回の議論の中では、実施要綱を少し変えたほうがいいんじゃないかと
いう議論があったから、このようなまとめ方をしてもらっているんです
けど、そもそも、それがそうじゃないんじゃないかなれば、このま
とめ方も変わってくると思うし、政策討論会が行われていない理由は一
体何なのかというのを改めて考えたときに、何なのかというのをきちん
とまとめないといけないと思います。今みたいなまとめ方がいいのかど
うかということですかね。議論がちょっと、また、戻りますけど。

岡山明議員 仕組みづくりという表現をされていますよね。定期的に行う仕組
みづくりについて検討という。今言われたように、仕組み自体はもう作
られているという状況で、極端な話、この文章、仕組みづくりという
部分なんだから、削除されてもいいんじゃないかと思ったんですけどね。

高松秀樹委員 政策討論会が開催されない理由はいろいろあるんですけど、そ
の中の一つは、議員に周知されていないことがあるんだと思うんです。
これをきちんと読み込まないと政策討論会という仕組みがあるかどうか

も分からない状況なので、政策討論会はこういう目的のためにやるんだということをしっかり言うておくしかないですよ。我々はこれをやっていますから、議会基本条例を1ページずつやっていますけど、そうじゃない議員は、一体これは何なのかという状況にも陥っているでしょう。それではいけないんですけど、そういうこともあるんじゃないですか。

山田伸幸議員 この条文を作るに当たっては、できたらやろうという意気込みがあったんですね。できてからは、議員定数とかまちづくりとかについて会派から要求があつて、それについて大々的に商工センターを会場にして、市長も交えてそういうのをやってきたんですよ。（発言する者あり）政策討論会ですよ。（「違う」と呼ぶ者あり）高松委員ところの会派がやったんじゃないか。（発言する者あり）高松委員から指摘があったんですけど、あれは政策討論会、議会としては、それぞれの会派があつたとき発表していますので、そのうちの一環じゃないかなという認識を持っていました。できたら、基本条例全般に関わることなんですけど、議員の基本条例に対する認識が追いついていないというのが正直なところだと思うんです。ですから、やったこともないし、できるならやろうかということなればいいかなと思うんですけど、残念ながらやれていないから、こういう話になってきているんだと思うんです。

河野朋子委員 政策討論会がなぜできないかというのは、意識の問題でもあるんです。4条の会派というところに政策立案と政策提言につながるような調査研究をしていかななくてはいけないという課題がありますが、残念ながら、今は会派というのがちょっとイレギュラーな感じになっていますよね。幾ら個人で政策提言を議長にできるとはいえ、ある程度グループとか同じような考えを持った人とかが力を合わせたり知恵を出し合ったりしてやっていくというのが理想だと思いますが、なかなか今はそうなりません。第4条のところとすごく関連性もあつて、会派がしっかり力を付けてきて、議長に申入れをしてというような流れが議会の中で活発に出れば、こういったことができると思います。ですので、仕組

みづくりというよりは、むしろ議会の中の意識とか力とかがまだまだ不十分と読んで取れるので、仕組みづくりについて検討する以前のところだと思います。

宮本政志議員 ちょっところ1回会派に持ち帰って、「会派ない」と呼ぶ者あり）まあ、そうですけど。河野委員と私も一緒なんですよ。さっきの4条の調査研究に努めなければならないとか、その辺もいろいろ絡んできますよね。もう一つは定期的にとさっき言ったけど、そもそも1回も開催されていなくて、定期的というのは複数回なんで、ここもまた疑問が出てきます。その辺りは、先ほど河野委員が言われたように、開催していく仕組みづくりができていて、どうやったら開催していけるのかというところを深めていかないといけないかなと。

伊場勇副委員長 今後の対応としては、議員各自が政策討論会についての認識を高める必要があるとしてはどうですか。（発言する者あり）政策討論会についての認識を深める必要があると。

河野朋子委員 付け加えるとしたら、会派を中心としてとか、会派を基盤としてというような、何かその辺りを入れれば4条とつながってくるような気もするんです。それと、実施要綱にある、会派が申入れをできるということになるので、会派という言葉をそこに入れたほうが良いような気がします。個人個人というよりは会派かなとは思いますが。

岡山明議員 今、河野委員言われたけど、第9条の解説の部分は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、委員会に特化することなく、議会全体として共通認識を図るという表現です。会派とかこういう部分じゃないんですよ、委員会に特化することなくという表現が。（発言する者あり）議会全体でという表現になっていますから。

山田伸幸議員 やはり問題意識を持った会派若しくは議員個人が、議会全体の

意識共有の場と、改めて市政に対して、議会として政策的な提案も含めてやれるような強い議会づくりのために、この条項があります。ですので、それについては研さんというか、先ほど言ったように、今後の対応のところの文章を変えたほうがいいかなと思います。

長谷川知司委員長 先ほど岡山議員が言われたのも確かにあります。要するに、委員会とか会派だけじゃなくて、議員全員がもっと研さんするために、やっぱり政策討論会というのは要るんじゃないかということだと思います。今後の対応は、先ほど副委員長が言った言葉でいいですか。

山田伸幸議員 もう1回言ってください。

伊場勇副委員長 議員各自が政策討論会についての認識を深める必要がある。

長谷川知司委員長 これは大事なことです。今そこがちょっと私は勉強不足ですね。

宮本政志議員 各議員がということは全議員ですから、これはいいと思うんですけど、無所属、会派に入っていない、それから会派結成、それぞれ議員がまた分かれる。4条の会派のほうにも、当然、研究に努めなければならないという部分に絡んでくるんで、どうなのか。議員各自、それと先ほど河野委員が言われたように会派というのも盛り込むべきじゃないかなと思うんです。

高松秀樹委員 発議の要件の問題で、うちは会派制を敷いているから、要綱には、会派の場合は代表者、会派に属さない場合は個人となっていて、つまり全議員について、発議できるんですよというのは書いてあるんですよ。それはそれでいいと思うんですよ。あんまり会派をと言うと、会派を形成できていない人たちの話もあるので、要は、皆さんに発議権があるということが一番大事だと思います。ここに意見として、委員会

から発議を認めてほしいという意見が載っていますよね。こういう話はずっともな話で、委員会の中で出てきたときに、委員会発議ができるかどうかというのは、今後の協議の対象になると思っていますけど、それ以前の話は議員全員に発議する権利があるので、そこは必要ないと思います。

宮本政志議員 確かに高松委員が言われたのは、そうかもしれない。だけど、会派に所属していない議員は、議員各自という形でいいと思うんですけど、会派に所属している議員に関しては、この4条で、会派としては政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければならないと言っているわけですから、僕は会派ということもここの中には考慮すべきだなと思います。

長谷川知司委員長 どうしたらいいかな。（発言する者あり）それに会派をどういうように絡めていいか、ちょっと私もどこへ入れるか分からない。何かいい意見があれば。

河野朋子委員 別に平等とか不平等という意味で言っているわけじゃなくて、4条でしっかり会派という基盤があった中で、政策立案とかそういうことをしっかりしましょうと言っているんだったら、ここに各自というよりは、むしろ会派を基盤としたそれぞれの議員という意味で、会派という言葉を入れるかどうかは別として、少なくともそういうものがある程度グループでしっかりしたものがないといけないかなと。各個人が幾ら理想でそういうふうに書いていても、やはり、そういった意味での会派の必要性なら、本当に必要だと思います。意味のない会派で集まっているんだったら、本当に意味がないんだけど、こういうふうにしっかり政策立案とか提言ができるような会派を、むしろ積極的に作るんだったら意味もあるし、議会が活発化するので、ここはそれぞれができますよと、書いて安心ではなくて実効性のあるものにするためには、会派でしっかりそういった議論ができたり研究ができたりするような仕組みがあって

こそ、という意味で言ったんです。文章に入れるかどうかは別としても、そういった認識がそれぞれにないと、作ってもほとんど意味がないんじゃないかとか、会派が何のためにあるんかということも、そうは言っても、そういった議論はほとんどされていなかったですよ。せっかくのいい機会ですので、こういった状態なので、何のために会派を作るのかということ、今一度、この条例などに立ち返って考えていけば、意味のある会派はできるんじゃないかなという意味で言っています。文章に入れるかどうかは別としても、そういった認識がほとんどないんじゃないかという意味で、さっき会派の必要性、基盤としてというのを入れたらどうかと言ったんで、どちらでもいいですけど。

長谷川知司委員長 第4条で、やはり会派についてきちんとしなければいけないとここで掲げていますので、ここの9条は副委員長案で進めたいと思います。特に今年はコロナということで、会派での視察、勉強会というのは、内部だけであまり外に出てないですから、効果がないと思われるかもしれませんが、実際会派で様々な視察、勉強会をされており、今後、会派がもっと活用されるようになると思います。次、行きましょう。ここで休憩します。20分まで休憩。

午前10時15分 休憩

午前10時22分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解いて、委員会を再開します。次、第10条。

伊場勇副委員長 第10条、行政運営の検証についてです。評価はある程度達成しているというところで、評価の理由として、一般会計決算において事業評価を行い、市長に評価表を提出している。当初予算や決算審査の結果、今後の検討事項等を市長に提言するため、附帯決議として取りまとめ、議決した。市長から附帯決議の検討結果の報告がある。ここで出

た意見としては、検証したうえで積極的な附帯決議も必要ではないかというものでした。以上です。

長谷川知司委員長 これについて皆さん意見はありますか。(発言する者あり)
意見は要らないということで、次に行きます。第11条。

伊場勇副委員長 第11条、一般質問については、まだ不十分であるという評価で、その理由として、一問一答方式を採用し的確な回答が得られるようにしている。議員の意識が足りていない。一般質問の論点と回答は、ホームページで公開している。今後の対応として、一般質問の質を上げるための取組を検討していく。ここで出た意見として、会期中の委員会と一般質問の順番について検討すべきではないか。市長に答弁を求めるならば質問の仕方を検討すべきではないかというものです。以上です。

長谷川知司委員長 まだ不十分であるということです。意見はありますか。

高松秀樹委員 2番目の議員の意識が足りていないというのは、この文書だけだったら、あんまり意味が分からない。何の意識が足りていないということなんでしょうか。

河野朋子委員 この三つは、1項、2項、3項に対応していると思うので、2項の、一般質問はこういうものですよということに対しての議員の意識が足りていないというふうに読み取ったんですけど、どうですか。

高松秀樹委員 そうだと思いますので、もうちょっと文字を追加したほうがいいと思います。

長谷川知司委員長 文言はこちらにらせていただいてもいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、ほかにありますか。

山田伸幸議員 今後の対応はこれでいいと思うんですけど、意見というのはどうなんでしょうかね。そういうのは、今ここで取り上げるものかなと思うんですけど。

長谷川知司委員長 二つとも削除でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に行きます。12条。

伊場勇副委員長 第12条、反問権について。ここでの評価は、協議したときに、全体を通じて、評価を決めようというところになっておりました。そこで出た意見としては、反問権行使の実績がない。答弁の中で内容を明らかにするための実質的な反問は行われている。執行部とも共通認識を持つべきである。今後の対応として、執行部にも改めて反問権について周知する。また、広義の意味での「反論、議員への逆質問」の方針について検討するということです。以上です。

高松秀樹委員 一番最後の、広義の意味での反論、議員への逆質問の行使について検討するというのは、どういうことだったんですか。

伊場勇副委員長 反問権というのが、そもそも、どこまでが反問権なのかという明確なところ、認識もそうなんですけど、例えば逆質問としての認識とどう違っているのかというところが、何か分かりづらくなっているという意見がありました。ここを少し検討したほうがいいんじゃないかという意見もあったので、今後の対応に入れました。

山田伸幸議員 その問題は、条文そのものが答えているんですよ。条文を読めば分かることなんです。この条文は逆質問を想定してないんです。前の市長はよくやっていたけど。そういうことを行使するとも言わずに。だから、ここにこれが必要ですか。今後の対応に、執行部が反問権について御存じなくて、意味の分からない質問と意味の分からない答弁が続くということがありますので、周知が要るかなとは思いますが。

長谷川知司委員長 今後の対応、二つとも落としていいですか。（発言する者あり）一つというと、（発言する者あり）上は入りますか。（発言する者あり）条文に書いてありますけど、要するに反問権というのは論点を明らかにするためと書いてあるんですけど、やはり要りますか。

水津治議員 今後の対応の上のほうです。執行部に改めて反問権について周知するというのと、上のほうの三つ目の執行部とも共通認識を持つべきであるというのは、何か関連しているような気がするんで、上が生きれば、今後の対応の上の項目は要らないかなと思います。

河野朋子委員 上の三つは、この条文がどの程度できているかという検証に対しての理由なので、この三つは要ると思います。そうなったときに、今後何をしたらいいかというときに、執行部にも改めてこの件について、知ってもらえば、そういったことができるということなんです。上の三つのうちの1番と2番というのは、反問権行使の実績がないというのと、反問が行われているというのがあって、なんかちょっと矛盾しているような気がするんですけど、どうなんでしょうか。

高松秀樹委員 そもそも反問権を行使するときは、議長に対して執行部サイドが「反問権」と宣言をして、たしか行使するというふうに議会基本条例の中でうたったと思うんです。現状はそうじゃなくて、勝手にこれはこういうことですかというふうにやっているということなので、そこが実質的な反問が行われているということになっていると思います。先ほどの今後の対応の最後に「「反論、議員への逆質問」の行使について検討する」とありますが、僕の感覚では、本会議場のみならず、委員会でも質問や質疑において、議論を行う場ではないという認識があります。つまり、反論、議員への逆質問はあり得ない、今の制度上は絶対あり得ないという認識でいます。したがって、この部分については検討する余地がないと思っていますので、削除すべきだと思います。

山田伸幸議員 評価で反問権行使の実績がないというのは、ちょっと違っているかなと思います。宣言はされていませんけどね。

長谷川知司委員長 聞き取りというのをしていますから、（発言する者あり）質問の趣旨は執行部のほうに、論点は入っているんじゃないかなと思います。（発言する者あり）質問の趣旨は確認されていますよね。一般質問だけじゃなくて、ほかの委員会でもということでしょうけど。（「そうそう」と呼ぶ者あり）分かりました。

河野朋子委員 1番と2番をまとめるとしたら、答弁の中で内容を明らかにするための実質的な反問権は行われているが、宣言しての行使がないというふうになれば、意味が通じると思います。私が1番と2番が矛盾しているような気がしたのは、説明を聞いてやっと分かったんですけど、そういうことでいいんですよね。そういうふうには書けば理解できるかなと思いました。

長谷川知司委員長 そういうふうには書くことでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）評価は。

藤岡修美議員 評価に関しては、するしないは執行部側にあるんで、委員会で評価すべきものかという意見を言った記憶があります。

長谷川知司委員長 私もメモしておりました。評価なしでいいですね。確認します。評価の理由のところは1と2を一つにするということです。今後の対応については、二つ目を消去するというでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、第13条の質疑について。

伊場勇副委員長 13条の質疑について、評価はまだ不十分であるという評価の理由として、本会議での質疑が数字の確認などで終わり、総括大綱的

でない場合がある。本会議での質疑が疑義の解明ではなく、個人の意見の主張になっている場合がある。場合により本会議での質疑を委員会審査で更に深める必要がある。今後の対応として、質問と質疑の区別を明確にする。その他の意見としては、本会議の議案提案時の質疑は重要であるというものです。以上です。

長谷川知司委員長 これについてはいいですか。まだ不十分ということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に行きましょう。

伊場勇副委員長 第14条、これも質疑についてです。ある程度達成しているという評価で、その理由として報告書概要がしっかりチェックされている。一般会計の全体会においては委員会であるため質問回数に制限はないということです。以上です。

長谷川知司委員長 2番目は必要ないということでもいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで。次、第15条。

伊場勇副委員長 第15条、委員長報告についてです。評価を達成しているとした理由として、条例どおり行われている。委員長報告概要は、ホームページでも公開している。その他の意見として、概要が簡略され過ぎている場合があるということです。以上です。

高松秀樹委員 意見の概要が簡略され過ぎている場合があるとありますが、概要とはそもそも簡略してあるものなので、これをわざわざ意見として出す必要ないと思います。

長谷川知司委員長 意見のところは省くと。ほかはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次、第16条。

伊場勇副委員長 第15条も条文どおり行われているということですよ。さ

っきのと一緒にするということであれば。

長谷川知司委員長 言葉は統一するようにします。

伊場勇副委員長 第16条の賛否の公開についてです。評価は達成しているということで、条文どおり行われている。ホームページ、議会だよりで公開している。議会だよりについては紙面の関係で賛否が分かれたものだけ公開しているということです。以上です。

長谷川知司委員長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次、第17条。

伊場勇副委員長 第17条は委員会の運営についてです。評価はある程度達成ということで、その理由として、所管事務調査に積極的に取り組んでいるというものです。以上です。

長谷川知司委員長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）第18条。

伊場勇副委員長 第18条、審議における論点情報の形成について、評価はまだ不十分という評価で、その理由としては、論点情報の形成が不十分である。今後の対応として、論点情報の形成に重点を置く委員会運営に取り組んでいく。この条文に応じた議案の提案をするよう、議会から執行部へアプローチしていく。以上です。

長谷川知司委員長 皆様、意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）第19条に行きましょう。

伊場勇副委員長 第19条、市民懇談会の実施について。評価は達成している。その理由として、条文どおり実施されている。今後の対応としては、市民懇談会のあるべき姿を今後議論すべきである。以上です。

山田伸幸議員 あるべき姿というのは、どういうものをあるべき姿というふう
に議論したんですか。

長谷川知司委員長 あるべき姿をとというのは、あくまでも実施要綱に沿ってと
いうことですか。（発言する者あり）では、消します。第20条。

伊場勇副委員長 第20条は請願者及び陳情者の意見陳述について。この評価
としては達成しているという評価で、評価の理由は、積極的に取り組ん
でいると書いておりますが、条文どおり実施されているとしたいと思っ
ます。以上です。

長谷川知司委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に21条。

伊場勇副委員長 第21条、公聴会及び参考人制度の活用については、評価と
して、まだ不十分というところで、その理由として、請願審査等で参考
人制度は活用している。公聴会制度は活用したことがない。今後の対応
については、参考人制度を更に充実するよう検討する。公聴会の必要性、
活用場面について検討するというところです。以上です。

高松秀樹委員 今後の対応の、参考人制度を更に充実するように検討するとい
うのは、これ「更に充実」というのは、更に何をどういうふうにするん
でしたかね。もう十分充実していると思っているんですけど、どうでし
たかね。

山田伸幸議員 参考人から議員に対して質問ができませんというのがあります
ね。

高松秀樹委員 それは制度上できないんで、うちの要綱でどうのこうのはでき
ないと思います。

長谷川知司委員長 ほかにございますか。ここの今後の対応の最初は省く。削除でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで行きましょう。22条に行きます。

伊場勇副委員長 第22条は附属機関の設置について。評価は取組なしというところ。その理由としては、附属機関を設置していないということです。今後の対応として、附属機関の必要性、活用場面について検討する。その他意見として、市民の代表としての議員の立場を考えると今後の活動の中でこの条文が必要か議論すべき。設置要綱だけでいいのではないかという意見がありました。この条文については、附属機関を作るための根拠としてできた条例であるということも載せます。以上です。

長谷川知司委員長 確かに皆さんで議論したと思います。そのときの結論としては、これはそのままいこうというようになったと思うんですが、となれば意見は省いていいんじゃないかと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）そうします。第23条。

伊場勇副委員長 第23条、議会広聴の充実について。これはある程度達成ということなんですが、評価の理由として、条文どおり実施していると。特に協議はなかったということです。以上です。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に行きます。第24条。

伊場勇副委員長 第24条の議会報告会の実施についてです。評価は達成しているというところで、その理由としては、条文どおり実施している。議会カフェとして参加人数が増えている。今後の対応としては、議会報告会の目的が達成できるように開催方法、報告内容、回数等を含め、あり方について検討するという意見でした。以上です。

長谷川知司委員長 これについて何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
これで行きたいと思います。次、第25条。

伊場勇副委員長 第25条は情報の公開について。こちらは達成しているという評価で、その理由は、条文どおり実施しているということと、議会モニターの見解も公開しているということです。以上です。

長谷川知司委員長 意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

中村議会事務局議事係長 現在の条文はきちんとなつてはいるんですけど、この資料の中では、この条文の中に25条の（3）に全員協議会記録が入って、以降1号ずつずれます。実際の条文はきちんとして入っております。すみませんでした。

長谷川知司委員長 ということで、それは事務手続で訂正しておきます。
次、第26条。

伊場勇副委員長 第26条、議会広報の充実について。これはある程度達成という評価です。その理由としては、条文どおり実施している。市民立場になって分かりやすい情報を発信すべきである。今後の対応としては、現在フェイスブックを活用しているが、更に効果的な手段の検討が必要であるということです。以上です。

長谷川知司委員長 皆さん、意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
そのまま、次の第27条に行きましょう。

伊場勇副委員長 第27条、政治倫理についてはある程度達成したということです。評価は特に理由はありません。以上です。

長谷川知司委員長 意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次、第28

条に行きましょう。

伊場勇副委員長 第28条、議員定数について。こちらは取組なしです。ただ、出た意見として、定数条例の「当分の間」の経過措置は生きていないという意見がありました。（発言する者あり）

長谷川知司委員長 この意見は削除でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）第29条です。

伊場勇副委員長 第29条は議員報酬についてです。こちらも取組なしです。

長谷川知司委員長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）第30条。

伊場勇副委員長 第30条について、政務活動費については、こちらも取組なし。議論されていないということと、今後の対応については、政務活動費について検討が必要であるというところです。以上です。

高松秀樹委員 まず、議論されてないというのは必要ないと思います。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に行きましょう。

伊場勇副委員長 政務活動費についての第2項としては、達成したというところです。評価の理由は、条文どおり実施し公開対象としているということです。以上です。

長谷川知司委員長 意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）第31条です。

伊場勇副委員長 第31条は、議会事務局についてです。ある程度達成という

ところの評価で、その理由としては特にありません。以上です。

長谷川知司委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）第32条。

伊場勇副委員長 第32条は議会図書室についてです。評価としては、まだ不十分であるという評価で、その理由として、調査研究のための図書等が配置されていない。市民の利用に供する状態になっていない。今後の対応については、議会図書室のあり方について検討するということです。以上です。

長谷川知司委員長 意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に行きます。第33条。

伊場勇副委員長 第33条は他の条例等との関係です。評価は達成しているという評価で、評価の理由は書いていませんが、条文どおり実施していると書き加えたいと思います。以上です。

長谷川知司委員長 意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）第34条。

伊場勇副委員長 第34条、条例の見直し等について。ここはまだ不十分であるという評価です。2年ごとの検証を行っていない。改選後の本条例の研修は行っている。今後の対応について、改選直後の議会基本条例に関する研修を充実させる。意見としては、4年に一度でいいのではないか。改選後2年経過した時点で検証するのはどうかというものでした。

長谷川知司委員長 これについてどうですか。

高松秀樹委員 僕は4年に一度の検証でという話をしたんですが、そうであれば、もう来年の9月に改選ですので、是非条例改正を行うべきだと思います。

長谷川知司委員長 ほかにございませんか。今の意見についての意見でもいいです。この4年という解釈が、前回出た中では、改選の任期の4年という考え方が一番いいんじゃないかというのがありました。そうした中で、検証を4年に一度というのであれば、意見の下に書いてありますように、改選後2年経過したときに見直しすという意見もありました。最初に2年と4年でいきましょう。4年というように条例も改正すべきということはどうですか。その意見について。2年ごとに検証しますというのを4年ごとに検証するというのはどうですか。

河野朋子委員 この条例を作ったときに、なぜ2年ごとに検証するというふうにしたのかということで、当時の委員長に質問したいんですけど、そのとき2年とした根拠について、記憶はいかがでしょうか。

長谷川知司委員長 解説では、より実効性を持たせるためとあります。

宮本政志議員 ということは、仮に4年にした場合は、2行目に「議会運営委員会においては、4年ごとに検証します」と仮にすると、今度その下の「必要と認める場合は、この条例の改正」と書いていますよね。ここは別段否定されないということですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）三つ目、「議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに」というところも、このままにするか変えるかということも全部関わってきますよね。そういう解釈で、4年というところを検討すればいいんでしょ。

長谷川知司委員長 4年にしたということで、下の2項と3項が変わる必要があるかどうかということも含めてですね。（「ない」と呼ぶ者あり）2項、3項を変える必要はないですね。

岡山明議員 やっぱり4年で限定すると、例えば議員は4年という任期があるんですけど、途中で解散するという状況になれば、2年とか1年とかで

議員が替わるという状況になります。かえって、任期中という表現のほうがいいのではないか。4年というのはちょっとどうかと思う。解散した場合、ちょっとおかしくなるから、1期務めた議員で見直しするほうがいいんじゃないかと思います。

長谷川知司委員長 任期中に一度ですか。

岡山明議員 任期中にという表現です。

伊場勇副委員長 僕も4年に一度でいいんじゃないかと思っているんですけど、2年ごととすると、今回検証していて、来年改選があつて、その後、1年たってから、改選後1年後にするような形になると思うんです。新人の方が入られるかどうか分かりませんが、1年たってすぐ基本条例というのは、なかなか難しいような気もしています。例えば、改選後2年たった時点で、やっぱり二、三か月は最低掛かると思うので、その時点で検証をして、しっかり取り組むべきものは、また残りの2年でしっかり形として、議会活動、運営していくというところで、4年に一度というか、改選後2年経過した時点で一度行って、また次の改選があつたら、改選後2年経過時点でやるというのがいいんじゃないのかなと思っています。

宮本政志議員 今副委員長が言われるのは3項も変えるということでしょう。任期開始後速やかにじゃないということですからね。

伊場勇副委員長 一般選挙を経て、任期開始後速やかにこの条例の研修を行います。研修は検証ではないので。

宮本政志議員 そうすると研修をして2年たって、それだけの間を空けて検証しましょうということになると言っているんでしょう。

高松秀樹委員 4年に1回の理由は、2年ごとに検証した場合に、検証というのは、ある程度経験、実績があって、どうでしたかという検証なんですよ。その経験が薄い、又は浅いうちに検証しても意味がないということで、僕は岡山議員の言われる、一般的に任期は4年あるんですけど、その任期中の例えば3年後とかにすべきだと思っているんです。ちなみに今回検証していますよね。これは、この時期の検証が正しかったんですか。それとも大分遅れたんですか。その前の検証がどのくらい前だったんですか。

長谷川知司委員長 この任期では初めて今やっていると思います。2年ごとということが、1年ずれています。3年目にやっているということです。（発言する者あり）改選前にされていると思います。

高松秀樹委員 通常2年ごとというのと、任期中に2回検証があるというふうに捉えるようになるでしょう。それに本当に意味があるのか。改選後2年、その後は辞める直前にやるという話ですか、2年に一遍だから、4年間任期があるから。辞める直前にこういう検証というのはふさわしくないと思うんですよね。それを考えると、もうちょっとスパンを長くして、4年に一度という捉え方で、例えば3年後をめどに検証を始めるとか、そうしておかないと、恐らくうまいこと検証できないような気がします。河野委員は当時、どういうふうな思いで作りましたかという話で、その当時は、今委員長が言われたようなことで作ったんですけど、やっぱりやってみると、ちょっと2年に一遍はきついなという気がします。実質今3年目でしょう。改選後3年目に検証しているという状況ですから、こういう形が一番いいのかなという気がしています。

宮本政志議員 そうすると4年と任期と二つ出ていますけど、任期ならまだしも4年とすると、今3年目でやっていますよね。4年に関して、次の改選後まで1年、そのあと3年ということか。（発言する者あり）なるほど周期はそうですか。すいません、いいです。

河野朋子委員 議員を主体として検証についての議論ですけど、多分これ作った当時は条例が主体であって、この条例を飾りものにしてはいけないとか、作ってそのままお蔵入りにならないために常に点検したり、物でも同じですけど、常に整備したり、点検したりというようなことで、そういうことをしていくことによって、条例をしっかりと活用できるとか、身に付くとか、多分2年というのは、条例中心で細かくそれをしていこう、生きたものにしていこうということで作ったわけです。今言われるように議員が今度、この条例をしっかりと自分のものにするとか、議員主体で考えたときに、本当にこの2年が任期との絡みとか、議会の流れの中であっているのかどうかという意味では、そういった視点でほとんど当時議論していませんでしたので、条例主体というか、この条例を本当にしっかりと残したいという思いで、江藤先生のアドバイスも受けながら、小まめにそういうことをしたほうが良いという意見だったので、2年というのがあります。議員の任期とか、議会活動に即して、それを変える必要がどうしてもあるとえば、そうかもしれませんし、きつくてもそれをやっていって、議員がしっかりと任期中にそういった条例をしっかりと身に付ける機会を2年で増やしていく必要があるという議論も、それについては有りだなと思いますので、なかなかちょっと急に4年というのに、すぐに賛成しづらいなというのはあります。作ったときはそういう思いで作りましたし、今言われる皆さんの意見も十分分かります。だけど、ちょっとすぐには4年に賛成しづらいかなというのがあります。

岡山明議員 ちょっと申し訳ないですけど、この見直しですよね。作られてから、どういうスケジュールと言ったらおかしいけど、年月日じゃないけど、いつ検証されたか。その辺、事務局は知っていますか。

長谷川知司委員長 条例に書いていないですか。

岡山明議員 条例は2年に1回という形になっているんですけど、実際に

どういふ見直しをしているか。その辺は何かありますか。参考までに教えていただきたいんですけど。

長谷川知司委員長 基本条例の24ページには一応書いてありますね。

石田議会事務局次長 平成28年から平成29年に掛けて検証されています。それ以降は、今回、検証しているという状況です。

岡山明議員 私も平成28年3月25日と確認しているんです。それが最終的な検証かなと思っています。平成28年から平成29年に掛けてということで、平成28年3月に検証があつて、平成29年に条例の改正ということだったんですか。

石田議会事務局次長 岡山議員が言われたとおりです。

長谷川知司委員長 検証は1回されただけで、今回は2回目の検証になるということですか、条例ができてから。（発言する者あり）平成26年ですか。そのときは、条例改正はやっていないけど、検証はされているということですか。（発言する者あり）では、平成26年と平成28年、それから今回。（発言する者あり）先ほど高松委員と岡山議員が言われましたように、経験が浅くは検証にならないと思うというのは確かだと思います。そうした形では、この3項にありますように、研修をまずきちんとする。研修して2年たった後に、あるいは3年後に検証するということが望ましいかなと思うんですが、皆さんの意見はどうですか。

山田伸幸議員 作ったときには自己満足で終わらすまいというのがあったと思うんですね。そのため積極的な見直しもしていこうということで、こういう条文になったと思うんですよ。実際に今回も検証をやってみて、かなりしっかり作られた条例であるというのは分かったんですけど、不十分なところもたくさんあります。どうなんですかね、任期中という形

で、3年がいいのか、2年がいいのか分かりませんが、文言が4年後の見直しでも任期中に入るのに入ると思うんですけど、4年ごととしなくてはいけないのでしょうか。

長谷川知司委員長 あってはならないんですけど、議会解散とかあれば、4年ごととなると、またおかしなことになりますから、任期ごとということも一つの書き方かなと思うんです。（発言する者あり）おかしい。そうか。文言は事務局で考えていただいて、趣旨は、今言う2年ではちょっと、もうちょっと延ばしていいんじゃないかということで。（発言する者あり）

水津治議員 私は高松委員が言われたように、検証を4年に一度、時期は3年目ぐらいが適当かなと思うんです。その間に新人議員の研修というふうになっているんですが、全議員の研修を間に入れることによって、この基本条例を更に認識してもらおうといったことがあれば、クリアできるんじゃないかなと思います。

河野朋子委員 たしか前々回のときには、改選後は全議員で研修を行ったんですけど、今回は多分、新人だけでしたか。その研修の内容も参加していないのでよく分かりませんが、前々回は全議員で条例のことをしっかりみんなで勉強したという記憶があるんです。やはり、研修は全議員で改選後きちんと行うという位置づけをしっかりとすることと、検証も3年後というのもあるんですけど、私はやはり条例自体を本当にしっかり認識してもらったり、読み込んで本当にそのとおりでできているかということを知ってもらったりするためには、真ん中辺りというか、終わりよりは早い時期というか、議員の立場から考えたら2年後ぐらいに検証したほうがいいのではないかと。認識が足りないとか、みんなでそういった共通認識を持つべきというような、今回も今後の対応にたくさんそういう文書が出てきたので、それをするためにも、ぎりぎり終わりよりは、ある程度半ばぐらいで、きちんとできたらいいかなと思います。改選2

年後がいいのか、3年後がいいのか分かりませんが、その辺りを明記すればいいのかなとは思いました。（発言する者あり）

宮本政志議員 言われたように2年ごとで、4年の任期の間に2回やるのか、あるいはいつやるかは別にして1回なのかというところをちょっと進めてもらわんと。回数がある程度見えてきたら、いつやりますかとやらんと、ちょっとその辺りが見えていないかと。

長谷川知司委員長 宮本議員が言われましたように、2年に1回というと、任期中に2回になりますね。任期中に1回でどうかという意見もあります。皆さんの意見を再度確認したいんですが、2年に1回やるべきだという方がいらっしゃれば、意見を言っていただきたいです。（発言する者あり）先にこの条例、現条例どおりでいいかという。（発言する者あり）意見として、今のを守るべきだという意見があれば、それをお聞きしようと思うんです。ないようであれば、改正してもいいと思います。

河野朋子委員 特段、改正を絶対しなくてはいけないという強い理由がないので、現状のままでいいのではないかというのは、意見としては持っています。今後、それに対して、いろいろ協議して行って変わる可能性はありますが、現時点では、この条文を変える必要はないのかなと。意見として言っておきます。

高松秀樹委員 この条文のままだったら2年ごとに検証するというので、今検証していますので、2年後ということは、改選後1年で検証になるんですよね。それでずっといくと、改選後すぐに検証になることもあるかもしれないということになる可能性が出てくるので、そこはしっかり2年ごととか、4年ごとではなくて、例えば改選後何年目とか、そういう形でやったほうがいいと思います。2年にすると、委員の任期は2年なんですよね。議運も2年で変わるはずなんですよ。ちょうどその間に入ってくる可能性もあるので、それ以降か、それを挟まないところにきち

んと改選時期を設ける必要があると思います。

宮本政志議員 今、3年目でやっているのはちょっとイレギュラーですよ。

2年ごとにしないといけないところが、イレギュラーで1年過ぎて3年目になっている。この改正をしないかというポイントが、高松委員が言われたように、例えばいつやるのかによっては、せっかく検証して、こういうところできていないから見直ししていこう、あるいは検討していこう、こうしていこうということが検証結果で出ても、改選前ぎりぎりになってしまうと、意見が出ただけで、何も手付かずで、またそれが、巡ってくるんだったら意味がなくなってくる。そういったところも全部踏まえていかないと、改正したほうがいいのか悪いかというのは、ちょっと結論が出ません。例えば、改選後2年で検証して、そして残りの2年で、検証結果に対してちゃんとやっていきますよとかという、その辺りの議論を深めたいなと思うんです。今の条文のままでいいのか悪いかというだけでは、ちょっと答えは出ません。

長谷川知司委員長 第34条第3項がわざわざここに書いてあるということは、2年ごとにしたときに、改選前に検証しますと。その検証結果を改選後、直ちに全議員に徹底するために第3項があるんじゃないかなと思うんですよ。2年ごとの場合はですね。2年目、4年目で検証して、改選して、改選前の検証結果を全議員で勉強するというのが第3項じゃないかなと理解したんです。改選前の検証があるなしは別として、改選後、研修が要するというのは、私は大事なことだと思います。

山田伸幸議員 今回の見直しにしても、本当はもっと早く提案されていたんです。けど、ずるずるとコロナの発生なんかもあったりして、事務局から遅れているというお叱りを受けて、ようやく着手したという経過があるんですね。そういう縛りがあって、ようやく見直しに着手というか、こういう委員会を設けたということですので、もうしばらくはこのままで、見直しというのが、検証も含めて考えるとそれでもいいかなとは思いま

す。

長谷川知司委員長 検証というのは、できているか、できていないかということ
とで、できていない。なぜできていないか。もっと私たちが努力すべき、
あるいは条例を見直すという二つの方法があると思うんですよね。この
第34条については、確かにできていない。では、なぜできていないの
か。どうしたらいいかということの中で、2年ごとで行って、私たちが
見直すべきだという意見もあるし、4年ごとでもいいんじゃないかとい
う意見も出たところなんです。どうしましょう。これはちょっと次回に
持ち越します。これが一番大事だと思うんです。会派に持ち帰ること
も要ると思うんです。会派以外の人も多いですけど、そういうことで。

岡山明議員 会派に持ち帰るという話になりました。そういう状況の中で一つ
の提案じゃないんですけど、今はコロナということで、この条例の中に
大規模災害、あと緊急時に対する議会の対応という部分の条例がないと
思うんです。条例の見直しとともに、危機管理に対する条例も今後入れ
ていただきたい。コロナでいろいろ状況が変化します。今回すぐ対応と
いうのは難しいと思いますので、基本条例の中に組み込むに当たって、
会派の皆さんの考え方というか、緊急事態に対応する条例の作成は考え
る余地があるものとして、今後見直しをする必要があるんじゃないかと
いうことで、会派に投げ掛けてほしいと思っています。

長谷川知司委員長 緊急事態とかも含めて、基本条例を見直す必要があるかな
いかを…

岡山明議員 議会基本条例の中にはないという状況になっています。

長谷川知司委員長 ほかの条例ではうたっていないんですか。

岡山明議員 山口県は議会基本条例がありません。よその県とか市とかに行く

と、そういう条例があるような県、市もあります。会派に流していくときに、その辺の話も会派に振っていただきたいなと思っています。

高松秀樹委員 今の岡山議員の話は、ちょっと聞いているだけだったら、抽象的過ぎてよく分からないんですが、恐らく条文を追加して改正をすべきだという意見だと思います。話を聞くと、他市の自治体議会にもそういう議会基本条例の条文があるようなお話でしたので、是非例として、条文案を提示していただいて、いずれにしても今回で終わりませんので、こういう条文を追加したらどうかという提案をしていただいたほうがいいのではないかなと思います。今のままでは、会派に持って帰ったときに具体的に何も話せないんで、それを是非お願いしたいと思います。

長谷川知司委員長 岡山議員はよその資料をお持ちですか。

岡山明議員 下関市も条例の中に入っています。簡単な条例では東京都武蔵野市なんかは第20条の中にあっただけですけど…

長谷川知司委員長 お持ちでしたらいいです。それを後で頂きます。

岡山明議員 隣の下関市にそういう条例がありますので、検討していただきたい。

長谷川知司委員長 資料を岡山議員から頂き、事務局で確認していただいて、皆さんに配って…

宮本政志議員 高松委員が言われたのは、どこの市の条例はこうなっていますよ、こうですよという、そういうコピーを我々がもらっても仕方がないので、岡山議員が本市の基本条例に追加してほしいという条例の案文を明示してもらわんとということです。ほかの市の条例のコピーの抜粋をもらったって、我々で条例に追加しましょうでは、ちょっと難しくなり

ますので、案そのものを出していただきたい。

長谷川知司委員長 大丈夫ですか、出せますか。

岡山明議員 私のほうから、例えば下関市にそういう条例があるから、それに付随した形で、作って皆さんに提出していいということですね。危機管理に対する条例を私が作ります。それをもう一度検討していただく会議を開くということですね。それを今回出すのか、それとも2年後、3年後ではないけど、今回出すけれども、次のときに進められるのか。進め方が分からない。

長谷川知司委員長 次回の検証の会議までに、それを出していただきたいんですが、出せますか。

岡山明議員 次の会議までに出します。分かりました。

宮本政志議員 次の委員会のときに、いきなりこういう案を作ってきましたと出して出されても困りますよ。委員会より前には委員長と副委員長に出していただいて、それをこちらもらわないと。いきなり委員会ではできませんよ。

長谷川知司委員長 だから早めに頂いて、皆様に資料を先にお渡しして、そうでないと会議になりませんのでね。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと時間が過ぎましたが、これで本日の検証の会議を終わっていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ここで休憩を入れます。

午前 11 時 24 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。委員外議員としての参加の申出が水津議員と宮本議員からありましたので、それを了解するという事によろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

（水津治議員、宮本政志議員 着席）

長谷川知司委員長 本日の付議事項第2、広聴特別委員会からの申入書についてですが、会派に持ち帰り、また、無会派の議員に問い合せておりますが、回答が返っておりませんので、これについては次回にしたいと思います。次、3、モニターの意見について。先日、皆様にもお知らせしておりますが、モニターからの意見で、議会運営委員会が担当する部分があります。回答しないといけません、これについては一応副委員長から案を言っていたきたいと思います。

伊場勇副委員長 モニターからの意見として、意見交換会でもありましたがということで、政策討論会を早々に再開していただきたいと願いますという意見の回答案として、「積極的に所管事務調査を行い、政策討論会の開催に向け努めてまいります」という回答はいかがかなと思います。

長谷川知司委員長 政策討論会を早々に再開していただきたいということでの回答を副委員長が案として申しましたが、これでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで回答とさせていただきます。次にもう一つ。

伊場勇副委員長 もう1点は、議事録についてです。議事録の保管について、また市役所内の全部の会合においても議事録が必要ではないかというところの御意見です。これに対する回答案についてですが、「議事録については規程等で定めており、全ての会合において記録を残しているわけではありません。必要と思われる記録については残していくこと、ま

た、合理的な保管方法を考えること、これらに対して、弾力的に対応してまいります」という回答案です。以上です。

長谷川知司委員長 副委員長から案が出されましたが、これで回答したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これを回答ということで、広聴特別委員会にお返ししたいと思います。

中村議会事務局議事係長 これまでですと、今の議論というか、一度きちんとモニター意見に対する回答として、議会運営委員会に出すところですが、明日の広聴特別委員会もありますので、今の委員長からあった発言をきちんと事務局で責任持って清書して、広聴特別委員会にお返しするということがよろしいでしょうか。

長谷川知司委員長 そういように取り計らいたと思います。次、一般質問についてです。これについて事務局から説明があればお願いしたいです。

中村議会事務局議事係長 昨日の議会運営委員会で決定し切れなかった一般質問の途中で休憩を挟むことによる時間のずれについて。ここを議論していただけたらと思います。

長谷川知司委員長 分かりました。今までの予定でいくと、途中10分休憩を挟めば、9時半から始まり、午前の部は12時20分に終了。昼は午後1時20分から開始し、午後4時10分に終わるということになります。これについて、そのままいくのか、あるいはほかに方法があればということですが。

河野朋子委員 途中で換気を入れると少し時間がずれ込むということは分かったんですけども、そうは言っても一般質問をする議員の立場からすれば、やはり二人目の途中で切れるのはどうかなというのがあります。ですので、二人までは午前中というか昼までの枠に入れて、途中で換気するの

は必要なので、少しお昼を過ぎるのはしようがないかなということで、午前二人、午後二人ということでやって行くべきだと思います。

高松秀樹委員 会派に持ち帰るということでしたので、会派で話をしてきました。開始時刻については9時半開始を今までどおりやるべきだということです。このままですと12時20分になりますけど、相手が執行部のこともありますし、執行部の事情も配慮して、12時で一旦切って、二人目、それ以降あるときは1時から再開にしたらいいのではないかとという意見でした。

伊場勇副委員長 傍聴に来られた方が、二人目の場合、12時になって、また1時間の後、また1時間待って来なければいけないんじゃないかという意見が会派でもありまして、執行部のことを考えるとということはあるんですが、そのまま、例えばマックス12時20分になったとしても、開始の時刻を13時20分からということで、昼休憩を1時間しっかり取れば問題ないんじゃないのかなと話し合いました。

長谷川知司委員長 私の会派では、先ほど河野委員が言われたのと同じ意見でした。ほかに委員外議員の方で意見があればお聞きします。

宮本政志議員 私は、副委員長がおっしゃった傍聴者のことが前提で出たんですけど、やはり議会運営を前提で、失礼ですけどその後、傍聴者という考え方をしますんで、私はさっき高松委員が言われたように、12時で一旦、二人目の一般質問は終わって、そして13時から再開という形のほうが、議会運営前提で考えるといいと思います。

河野朋子委員 議会運営と言われたので、あえて言いますと、本会議場というのは議員が一応主であって、執行部に配慮というような意見もありましたが、私としては、議員の一般質問の流れが最後の10分とかで切れるということに対してはどうかなと。以前はそういうやり方でやっていて、

9時半に開会時間が変わったというのは、そもそも午前中にきちんと最後までできるようにということで、9時半にしました。議員の一般質問というか、議会を主として考えて、あえてそう言ったので、職員とか執行部に配慮すれば、12時という考え方もありますが、あえてここは、二人目がきちんと最後までできるようにという意味で、意見を言わせていただきました。ここで、決めていただければと思います。

宮本政志議員 そうすると会議規則だったかな、たしか9時半から一般質問とあったと思うんですけど。

長谷川知司委員長 事務局、お願いします。

中村議会事務局議事係長 会議規則は10時開議で午後5時まで。一般質問については、申し合わせ事項で9時半になっています。

宮本政志議員 そうすると、申し合わせ事項の変更を踏まえて9時からスタートとかという議論は当てはまらないんですか。

長谷川知司委員長 それはありましたが、市民に市広報とかでもう9時半から行いますと流しているわけです。ですから、ちょっと早めると、市広報で市民にお知らせしている内容が変わってくるということです。

河野朋子委員 今のような提案も、今後はコロナによりこれが定着してくると、そこも含めて変えなくてはいけないというのはもちろん分かります。しかし、12月に関しては、今言われるようにもう9時半にしてある中で、そこはもう間に合わないのかなというのはありますよね。それを踏まえると、お昼を過ぎても二人目の議員が最後まできちんと終わるまでということをやっぱり主に置いてほしいなということを重ねて言います。

長谷川知司委員長 今後は、先ほど宮本議員が言われましたように、開始時間

を早めるということも一つの方法だと思います。ただ、12月議会においては、9時半というのを守りたいと思っているんですが、まず9時半開始ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）問題になっているのは、二人目が終わるまでするのか、あるいは12時をめぐりとして止めるのかどうかですけど。過去は二人目を12時で切っていた例もあります。確かに議員としては、やりづらい面があったかもしれませんが、そこで水が入るということで、助かった議員もいるということも聞いております。

水津治議員 途中で切るか切らないかということになろうと思うんですが、やはり私は途中で切れてもということから、12時に一応閉める。13時開始がいいかなと思います。

長谷川知司委員長 この12時というのは、5分ぐらい前後は許容範囲という見方でいいですか。そうするか、あるいはもう二人で切るかどちらかだということですね。（発言する者あり）ちょっとはいいです。ちょっとの場合は議長が判断されるんですけど、どうしましょう。結論を出さないといけないかなと思います。

河野朋子委員 最後のあとちょっとというのを、議員は、まだもうちょっとあるのに、議長がもうあとちょっとだろうと思ってとかいうのもあるので、なかなかその辺はすごく難しいですよ。できれば二人目の方はちゃんと最後まで一般質問をできるようにしたほうがいいと思います。

宮本政志議員 仮に私が午前中の2番目だとします。そうすると12時に一旦切ると決まった場合は、それを頭に入れて、当然執行部の答弁の時間等はちょっと分かりませんが、恐らくそういったことも踏まえて一般質問すると思いますから、あんまり途中でどうこうというのは気にすることないと思います。過去にそうやっていたわけですから。それで問題があったんですか、議員から。

河野朋子委員 長く経験していますので、お昼を挟んで、何か熱が冷めたりとか、そういった経験もありますし、できれば午前中に一気にしてしまいたいというようなこともあって、9時半になったという、そもそもの時間を変えたのは、多分そこが大きかったと思うんです。今は余りありませんけど、傍聴者からも、結構お昼挟むと、その後というような苦情も確かにあるのはありました。議員がメインですけど、傍聴の方からもそういう意見があったので、ちょっと5分、10分ぐらい延びるぐらいだったらそうですし、どうなのかなあと思うので、できれば午前中の部で終わらせたほうがいいと思います。

伊場勇副委員長 フルに70分使つてのことだと思うんです。確定ではないですが、時間を70分使わないような方もいらっしゃるようには聞いていますし、二人目においては、4日間の一般質問なんで、4人いらっしゃる。そこについては、議長と少し協議、折衝していただいて、例えば12時で切るという決定を議運でして、ただ少し5分ぐらい延びるかもしれないとか、午後に行くかもしれんから午後に回してもいいですというところは、議長との話合いで調整したらどうですか。難しいですか。取りあえず12時でぷすっと切るという方針は議運で決めて、少し2分とか3分とか、そういったところは議長の采配に任せるのはどうですか。

河野朋子委員 それが事前に幾ら12時2分に終わりますと言っている、相手によってすごく変わるわけですよ。質問して、向こうが言ったことによって、ここで終わるつもりだったのが、もっと長くなったりとかいうこともあるので、それは一般質問の壇上に立たないと分からない状況で、原稿を読み合うだけだったら、それはいいですよ。何分に終わりますと、予定が。だけど、自分はそういうつもりで言っても、答弁によって長くなることもあるし、議長にもそれが本当にもうこれですぐ終わるのかというのが分からないので、そういうことをしていると、いろいろ問題があるので、あえてそうやって、終わるまでとしないと。それか、12時

で切りますとしないと、ちょっと過ぎますけど、やらせてくださいとか
と言っていたら、もうそれはならないと思いますよ。

尾山議会事務局長 1点だけ。12時で必ず終わるということにすると、午後
から3人登壇されるので、1人目は途中ですけど、3人登壇するので、
さらに10分終了時刻が遅くなります。間に10分休憩を設けますので、
それも頭に入れておいていただきたいと思います。（「問題があるのか」
と呼ぶ者あり）それはそれであるということ。5人される場合は、さ
らに15時40分終了が…（発言する者あり）なければよろしいですけ
ど、今までは5人されてきましたので、その辺りもありますというこ
とで、気付きです。

島津議会事務局主査 一つ考えていただきたいのは、前回二人目で休憩を取
っていたときは10時開会で、二人目は長くても40分程度やって、残り
の30分が休憩後というような形でありました。今回、9時半から始ま
っておりますので、一人目が、例えば10分程度残してやめられた場合、
そこで12時で切るのかとか、結構微妙な時間になってしまう可能性が
あるというのは考えていただきたい。それで二人目の方がどこでやめら
れるかというのは、議長が、その場ではなかなか判断が付かないかなと
思います。

高松秀樹委員 言われるとおりで、その着眼点で見れば、そうしたら9時
半開会を規則どおり10時開会にすべきだという議論にも発展するよう
に思いますよね。だから、どっちがいいというのは、ないはないんで
すよ。20分過ぎてやってもいいんですけど、委員外議員の意見は聞き
ましたけど、あとは議運のメンバーの中で、最後、どうするか決めてい
くしかない。

河野朋子委員 結局、私は二人目が終わるまで、きちんと最後までやるほうが
いいということでしたんですけど、12時20分になって、デメリッ

トじゃないですけど、何か支障があるのでしょうか。それを比較検討して、どちらのデメリットが大きいかで決めたほうが良いと思うんです。12時20分に終わるデメリットは何ですか。

長谷川知司委員長 前回、事務局からあったように、執行部としては、様々な職務を昼休みに済ませようという、議場に出ている職員はそうされる場合が多いのが、昼休みにしようと思ったらもう職員もいないと、昼で。

中村議会事務局議事係長 一例ですけど、恐らく20分ずれ込むと部長、議場に出ている参与が、下で執務に当たる時間が多分40分だから、ほかの例えば、部次長以下の職員と重なる時間が40分しかないからということをもつ委員長はおっしゃっているんだと思います。

河野朋子委員 その事情は、よく分かりました。聞いた上で、やはり議員の一般質問とか議会のことを優先するという立場から、やはり二人目が終わるまで、12時20分まで、20分行くかどうか分かりませんが、最大そうですね。そのほうが良いんじゃないかというふうに、今聞いて、あえて思います。

高松秀樹委員 河野委員の会派は12時20分までやるということね。副委員長のところも12時20分まで。委員長のところも12時20分まで。12時20分まででいいです。

長谷川知司委員長 午前中に二人を終えるということでもいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）今は一問一答方式ですから、途中で切ることは、そんなに水が入ったことにはならないかなと思ったんですけど、今決めましたのであえて言いません。午前中に二人ということ。その他、事務局はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）一応12月議会はそれでやるということで、ずっとこれではないということだけ確認しておいてください。（「はい」と呼ぶ者あり）これで、第50回議会運営委員会を

終了します。お疲れ様でした。

午後 0 時 2 分 散会

令和 2 年（2020 年） 1 1 月 2 6 日

議会運営委員長 長谷川 知 司